

[4 月度例会]

見 学：「京都府営水道事業 宇治浄水場」

日 時：2016 年 4 月 14 日 14：00～16：30

案 内：京都府営水道事務所 技術次長 下司真

京都府営水道事務所広域浄水センター 所長 長砂龍次

1. 京都府営水道事業

京都府南部地域では、昭和 30 年代に入って人口が増加し、市や町がつくる水道水だけでは足りなくなってきたため、要望をうけて、宇治市浄水場、木津浄水場、乙訓浄水場と順次 3 浄水場を建設し、現在、7 市 3 町に水道水の供給を行っている。

2. 府営水道施設の耐震化及び老朽化対策

「京都府営水道ビジョン（H25.3）」の取組方策に基づき、「建設改良計画」を策定し、現在、次のような老朽化対策及び耐震化事業等を実施している。

①浄水場施設の耐震化事業

浄水場の耐震化工事は、一部の施設の運用停止を伴うことから、広域水運用を行いながら平成 23 年度までに宇治・木津浄水場を完成させ、乙訓浄水場は平成 28 年度に完成させる。

②宇治系送水管路更新・耐震化事業

総延長 75Km の送水管は、約 45Km が非耐震管で、うち約 12Km が法定耐用年数（40 年）を経過した「経年管」であることから、老朽化更新とも整合を図りながら耐震化を実施している。特に、宇治系管路は、耐震性が低いため、最優先で平成 34 年度までに実施する。

③施設更新等事業

府営水道施設についても老朽化対策等を実施することで、安定水の向上を図る。特に、50 年を経過した宇治浄水場は、排水処理施設・中央監視制御装置の更新と自家発電施設設置を平成 28 年度で完成させる。

3. 水運用システム

3 浄水場系送水管の接点にポンプ場を設置することにより、柔軟な水運用を行うシステムを作り、全国的にも例を見ない、事故や災害対応できる経済的、効率的な広域水運用を行っている。

◎日常的な水運用の例

①渇水による取水制限時：桂川

桂川の取水が制限され乙訓浄水場の供給量が不足する場合には、久御山広域ポンプ場を介して、宇治・木津系から送水する。

②カビ臭の発生時：木津川

木津川でカビ臭が発生した場合は木津浄水場の能力を低下させ、脱臭用薬品費を削減し、

乙訓・宇治系から送水する

③白濁の発生時：宇治川

宇治川で白濁が発生した場合、宇治浄水場の能力を低下させ、乙訓・木津系から送水する。

4. 施設見学

京都府水道事業等の説明終了後、広域浄水センター中央監視室で水運用システムの説明の後、宇治浄水場の新導水ポンプ棟（自家発電）、薬品沈殿池、オゾン処理棟、粒状活性炭処理棟の施設を見学した。